

東御市民病院 院内トリアージ実施基準

第1条（目的）

本基準は、夜間、休日又は深夜に救急外来を受診した患者に対し、速やかに緊急度判定（トリアージ）を行い、より緊急性の高い患者を優先的に診療することで、診療待ち時間中の病状悪化の防止と救命率の向上を図ることを目的とする。

第2条（対象患者）

本基準の対象は、夜間、休日又は深夜等の時間帯に、自力来院（徒歩、自家用車等）により救急外来を受診した全ての患者とする。

※救急車及び救急医療用ヘリコプターで搬送された患者は対象外とする。

第3条（実施体制及び責任者）

1. 院内トリアージは、以下のいずれかの職員が専任で実施する。

- * 専任の医師
- * 救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師

2. 実施時間帯は、当院が掲げる夜間・休日診療時間内とする。

第4条（トリアージ分類と目標開始時間）

患者来院後、原則として、5分以内にトリアージを開始し、以下の区分に基づき緊急度を判定する。

緊急度 レベル	分類（例）	判定基準の目安 （バイタルサイン・主訴等）	診療までの 目標時間
レベル1	蘇生	心肺停止、重道な呼吸不全、ショック状態等	直ちに診療
レベル2	緊急	意識障害、激しい胸痛、突然の麻痺等	15分以内
レベル3	準緊急	中等度の呼吸困難、強い腹痛、高熱等	30分以内
レベル4	低緊急	軽度の外傷、安定した発熱、嘔吐等	60分以内
レベル5	非緊急	慢性症状の増悪、軽微な症状等	120分以内

第5条（トリアージの実施フローと再評価）

1. 初回評価：受付後、トリアージ担当者がバイタルサイン測定、主訴の聴取、身体診察を行い、緊急度レベルを決定する。
2. 優先診療：緊急度が高い（レベル1・2）と判定された患者は、受付順にかかわらず直ちに医師へ報告し、診療を開始する。
3. 待機・再評価：診療待機となった患者に対しては、以下の通り再評価（リトリアージ）を必ず実施する。

- ①定期的再評価：初回判定から一定時間経過後（例：レベル 3 は 30 分ごと、レベル 4 は 60 分ごと）に再度状態を確認する。
 - ②随時再評価：待機中に患者の病状に変化があった場合、又は患者・家族から症状悪化の訴えがあった場合に直ちに実施する。
4. レベル変更：再評価の結果、緊急度が高まったと判断した場合は、速やかにレベルを更新し、診療順位を繰り上げる。

第 6 条（患者への周知と掲示）

- 1. 院内トリアージを実施している旨を患者又はその家族等に十分に説明し、理解を得るよう努める,。
- 2. トリアージの取組内容（評価の仕組み等）について、病棟等の見やすい場所に掲示し、病院ホームページにも掲載する,。

第 7 条（基準の見直し）

本実施基準は、救急診療の実績や社会情勢の変化に応じ、定期的に内容の見直しを行う,。